

## 返還猶予の事例

例1: 3期目の分割期に猶予事由がなくなった場合

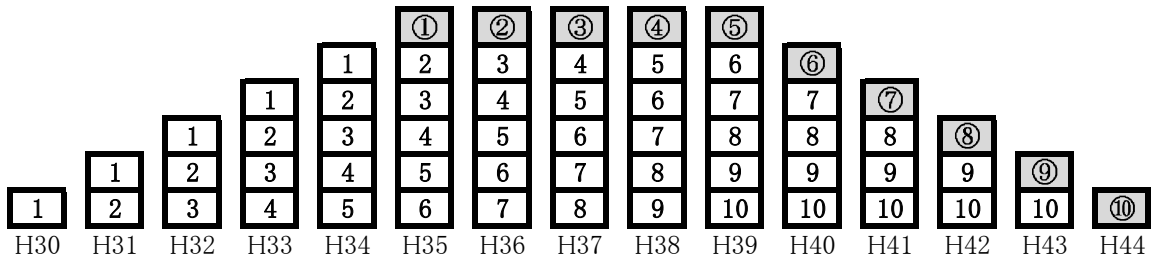
猶予事由がなくなる平成32年に、猶予した年賦金と3期目分を返還。



↑  
このような場合に、猶予した年賦金と併せて全額を返還することが経済的に困難であるなどの事情があるときは、最高裁判所に問い合わせてください。

例2: 全ての返還期間に猶予事由があった場合

年賦金ごとに5年の猶予期間があるため、6期目以降に1期分ずつ返還。



※ 囲みのない数字 返還が猶予された年賦金

※ ○で囲んだ数字 返還する年賦金(網掛けの□)